

子どもの学習・生活支援体制強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯をいう。）の子どもの学習支援活動等を行う団体に対し、神奈川県が予算の範囲内で、子どもの学習・生活支援体制強化事業補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 生活困窮世帯への子どもの学習支援活動等におけるICTに係る費用や感染症対策費用を支援することにより、新たな生活様式を取り入れた支援活動を推進し、子ども・支援従事者が安心して活動を継続できる環境を整備する。

(対象者)

第3条 本補助金の対象は、県内同一市区町村内において月2回以上、不特定多数の生活困窮世帯の子どもを対象に学習の支援（場所を提供するのみの場合は除く。）や居場所づくり活動が無償で実施し（教材費等の実支出額を徴するのみの場合は、無償で実施しているものとする。）、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 補助を受ける年度に生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を受託している、又は1年以上の継続した学習支援等の活動実績があること。
- (2) ホームページへの掲載、自治体の広報、公共機関等へチラシ等を配架するなどの方法で、参加者を広く募集していること。
- (3) 団体の規約、毎年度の事業計画書・報告書、収支予算書・決算書等（これらの定めがない団体にあつては、これらに準ずるもの）を備えていること。

(対象経費)

第4条 補助の対象とする事業は、別表第1欄に掲げる対象経費の実支出額から他の補助金等の対象経費を控除した額に対して、予算の範囲内で交付する。

(補助額の算出方法)

第5条 補助額は、前条で算定した額と、別表第2欄の上限額を比較して、少ない方の額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 前項の補助額の算定に当たっては、対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定に基づく交付申請は、第1号様式に次の書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行う。

(1) 誓約書（第2号様式）

(2) 申請金額の算定の根拠となる資料

(3) 団体の規約、事業報告書及び収支決算書（これらに準ずるものでも可）、事業計画及び収支予算書並びに団体の役員名簿（任意団体の場合は構成員名簿）

（交付決定）

第7条 知事は、前条の規定により申請があった場合において、その内容を審査し、規則第4条第1項の規定に基づき交付申請をした者に対し、交付決定を行う。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取り下げをしようとする補助事業者は、前条の通知のあった日から10日以内に知事に報告しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第9条 第7条の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業の経費の分配を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業者は、補助事業等により取得した単価10万円以上の備品や機器類について、3年以上は子どもの学習・生活支援等の活動に使用するよう努めること。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合は、この限りでない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、第3号様式に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 購入した備品等を使用して活動を行っている写真

(2) 実際の支払った金額を証する書類（領収書の写し等）

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（額の確定等）

第11条 知事は、規則第13条の規定に基づき、前条の実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現

地調査等を行うものとし、補助事業の成果が交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書を通知するものとする。

- 2 補助金の交付額は、補助金の額の実績額と第7条による交付決定額のいずれか少ない額とし、その金額に千円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金の支払は、前条に基づき額が確定した後に交付する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、令和4年度消費税仕入控除税額報告書(第4号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団排除)

第14条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、補助金の申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体であつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 知事は、補助金の申請者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて第1項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年8月10日から施行する。

別表

1 対象経費	2 補助上限
第3条に定める活動に使用する次の経費 a マスク、消毒液、除菌ペーパー、消毒液用の噴霧器、ビニール手袋、ペーパータオル、非接触型体温計など飛沫・接触防止や消毒・除菌に資する消耗品（概ね令和5年<u>3月</u>末までに消費できる数量）の購入費等 b アクリル板、サーキュレーター、空気清浄機、自動手指消毒機など換気や飛沫・接触の防止に資する備品や機器類の購入費等（リース・レンタルの場合は令和5年<u>1月</u>末までの金額。年契約等の場合は、月割り計算で令和5年<u>1月</u>末までの金額） c WiFi ルーター、タブレット、web カメラやマイクなど、子どもと支援従事者がオンライン学習・相談を実施できるようにするための機器類の購入費等（リース・レンタルの場合は令和5年<u>1月</u>末までの金額。年契約等の場合は、月割り計算で令和5年<u>1月</u>末までの金額） d c のための通信契約料、手数料（令和5年<u>1月</u>末までの契約料。年契約等の場合は、月割り計算で令和5年<u>1月</u>末までの金額）	1 団体（神奈川県内に複数の活動拠点を有する場合は、活動拠点（ただし、1市区町村あたり最大1か所まで）あたり25万円